

議案第140号

川崎市公文書館条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市公文書館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成20年11月25日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市公文書館条例の一部を改正する条例

川崎市公文書館条例（昭和59年川崎市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、資料類」を「及び資料類（以下「歴史的公文書等」という。）」に改める。

第3条第6号を同条第7号とし、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号中「歴史的文化的価値のある公文書、資料類」を「歴史的公文書等」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「、資料類」を「及び資料類（以下「公文書等」という。）」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(4) 歴史的公文書等を利用に供すること。

第9条を第10条とする。

第8条中「公文書、資料類」を「公文書等」に、「滅失若しくは損傷させた」を「損傷し、若しくは滅失させた」に改め、同条を第9条とする。

第7条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条中「使用」を「利用」に改め、同条を第8条とする。

第6条の見出しを「（利用許可）」に改め、同条中「使用しよう」を「利用

しよう」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(歴史的公文書等の利用)

第6条 歴史的公文書等(規則で定めるものを除く。)を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る歴史的公文書等に個人に関する情報その他の規則で定める情報が記録されているときは、前項の承認をしない。ただし、当該歴史的公文書等が当該情報の内容、性質等に応じて規則で定める期間を経過した場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

歴史的文化的価値のある公文書及び資料類の利用に関する規定を整備すること等のため、この条例を制定するものである。